

令和5年3月27日

TACT 3月度例会ミニ情報

税理士法人TACT高井法博会計事務所

代表社員 部長 廣瀬 良太

施行まで半年！消費税インボイスへの備え

消費税インボイス制度への備えについて、施行まで半年となりました。

ポイントを次の通り整理しました。（参考文献：月刊税理2023年4月号）

1. 既存の請求書等からインボイス（適格請求書）への切り替え
インボイスの記載事項のうち、検討すべき項目は
登録番号、適用税率、消費税額等の3つです。それ以外は、従来認められている方法によることとなります。
2. 公表サイトは、次のような場面で活用することが考えられます。
 - (1) インボイス制度開始前 主要な仕入先が登録するかどうかを確認
 - (2) インボイス制度開始後
継続する仕入先 定期的に登録状況を確認（免税事業者等が対象）
新たな仕入先 価格交渉を行う前に登録の有無を確認
3. 仕入先（支払先で従来課税仕入としている先）が登録しない場合
独占禁止法及び下請法等の法令を遵守して、取引額変更の交渉あるいは仕入先選定の見直し等を検討しなければなりません。（課税事業者になるよう要請すること自体は法律上問題となりませんが、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げること示唆したり、応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告したりすることは上記法律上問題となる可能性があります。
4. 仕入先が提供するインボイスに不安がある場合は、仕入明細書方式を検討して下さい。
自社のシステムで作成したインボイスを保存するものであり、最も確実で、仕入税額の積上げ計算においても最も効率的な運用となります。仕入先の事務負担軽減にもなり、免税事業者に対する登録の勧奨にも資することが考えられます。
5. インボイス対応について買い手側としての備え
 - (1) 継続取引、経常的に取引が発生する相手先への対応
登録の有無の確認（意向を含みます）や登録番号の入手を事前に整理して下さい
 - (2) 単発、スポット取引への対応
見積書等の提示を受ける前の段階で必ず登録事業者かどうかの確認をして下さい
消費税相当額の支払有無について、互いに認識のズレがないよう確認が必要です

以上